

# 家庭管理権における息子同居及び娘同居の特性—大分県の場合—

## 大分大教育 根笈美代子

研究目的：核家族化の潮流の中で維持されている同居家族は、もはや、直系家族制度下でのそれと同一ではなく、ある程度の内容的な変質が予想される。本研究の目的は息子夫婦との同居世帯と娘夫婦との同居世帯における(1)金銭、(2)重要なことの決定、(3)つきあいにおける家の代表、(4)世帯主の名義、(5)穀物、(6)子供の教育、などの家庭管理権を誰が掌握しているか、また、家事、子守り、留守番などについて嫁姑および母娘のどちらが主として管理権を掌握し、なおかつ、それらを実践しているのは誰でどの割合で分担しているかについて、年齢、立場、同居歴、居住形態、生活費の負担者などとの関係から、実態を調べることにある。

研究方法：平成4年6月～10月、大分県の都市部及び農村部に於いて、なるべく特定の年代に片寄らないように配慮し、現在、親及び子夫婦と同居している既婚婦人323人(息子同居262人、娘同居61人)を対象に、地域もなるべく広範囲に広げ、婦人大学、婦人会、若妻会などの集団を中心に質問紙を配布し、留め置き、自記式回答による調査を行った。

研究結果：依然と長男同居(79.0%)、長女同居(65.5%)が多く、同一家屋に住み分けて居住する割合は息子同居(77.1%)の方が娘同居より高く、分離居住の傾向は後者の方が高い。家庭管理権においては、息子同居の場合は、息子が父親より多く、娘同居の場合は父親が婿より多く掌握している。家事について、嫁姑では、嫁が母娘では母の役割分担が大で、小守り、留守番では親世代の実践が大であった。